
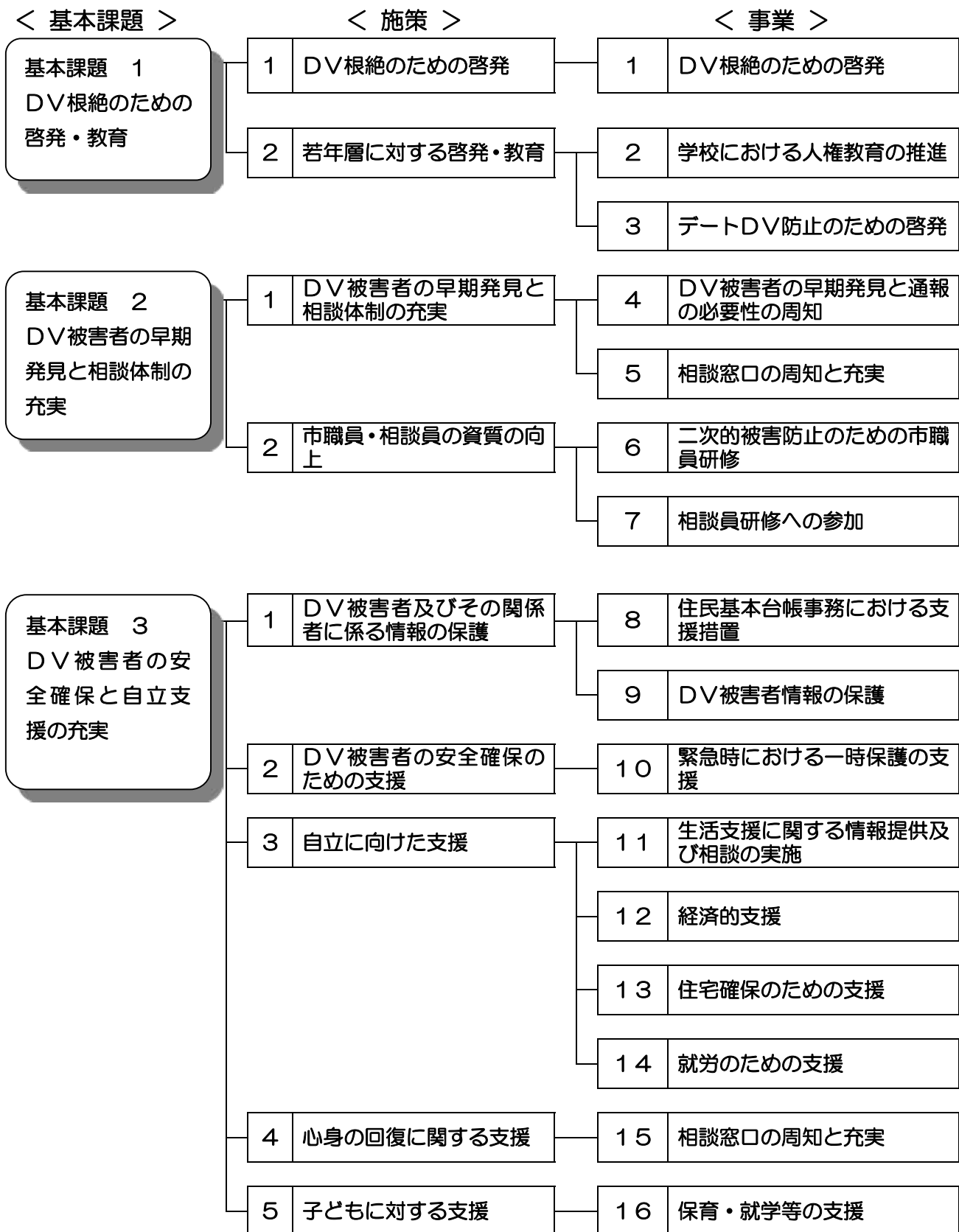


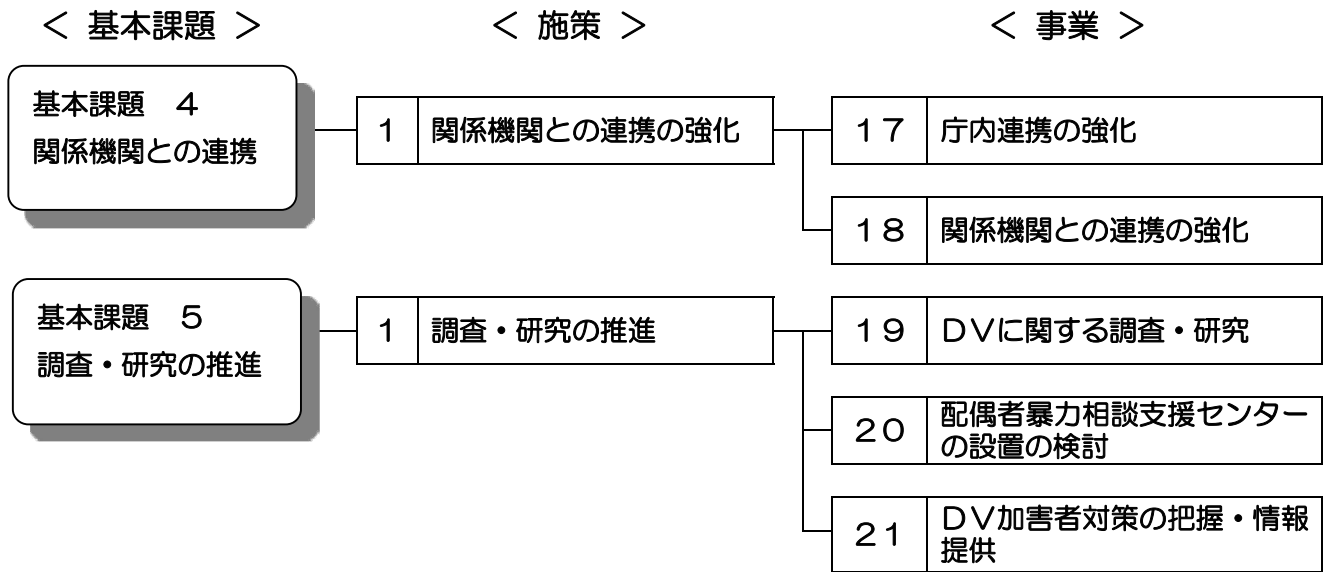
第3章 計画の内容



 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 施策の体系





2

施策の展開



基本課題1：DV根絶のための啓発・教育

DV防止法^{*}施行後、DV^{*}は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識が社会に定着してきました。その一方で、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如や力で人間関係をコントロールしようとする考え方は、根強く残っています。また、DVは家庭内の問題として見過ごされ、潜在化しやすい傾向があります。

さらに、交際相手からの暴力である「デートDV^{*}」が10代、20代の若いカップルの間でも起こり、問題となっています。インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ^{*}の被害者・加害者になってしまわないようSNS^{*}等を利用する際の注意点などに留意し、デートDV防止のための啓発に取り組みます。

DV根絶のためには、市民一人ひとりがDVに関する正しい知識を持ち、個人の尊厳を傷つけるDVは許さないという意識を持つことが大切です。誰もが被害者や加害者にならないよう、DVを身近な問題として考えるための啓発を積極的に行うとともに、子どもの発達段階に応じたDV根絶のための教育を推進します。

施策 1	DV根絶のための啓発
-------------	-------------------

事業	担当課
1 DV根絶のための啓発 市民一人ひとりがDVを身近な問題として考え、被害者にも加害者にもならないよう、広報にいざや市ホームページ、講演会等を通じた啓発を行う。	人権推進課 男女共同参画推進プラザ 中央公民館

施策 2	若年層に対する啓発・教育
-------------	---------------------

事業	担当課
2 学校における人権教育の推進 児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導を充実させる。	指導課
3 デートDV防止のための啓発 男女の対等なパートナーシップを理解し、暴力を伴わない人間関係を構築するよう、交際相手からの（への）暴力の問題について考える機会を提供する。	人権推進課 男女共同参画推進プラザ 中央公民館

基本課題2：DV被害者の早期発見と相談体制の充実

DV^{*}は、外部からの発見が困難な家庭内で主に行われるため、潜在化しやすい傾向があります。

自分自身がDV被害者であるという自覚がない場合があるほか、DV加害者への恐怖や世間体を気にして誰にも相談できずにいる場合などがあり、周囲が気付かないうちに被害が深刻化してしまう場合があります。

こうした状況を踏まえ、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や乳幼児健診等を行う保健センター、民生委員・児童委員^{*}、福祉関係窓口、保育所等と協力し、DV被害者の早期発見に努めるとともに、DVを発見した際の通報の必要性について広く市民に周知を行います。

また、女性困りごと相談室^{*}など市民が安心して相談できる窓口の存在を周知するとともに、DV被害者の意思を尊重した上で、関連部署で情報や問題を共有化し、適切かつ迅速に対応できるよう努めます。

このほか、二次的被害^{*}（DV被害者から支援を求められた者の不用意な対応によって、被害者が再度傷つけられること。）が生じないよう県や関係機関が行う研修会に積極的に参加し、市職員や相談員の資質を向上させます。

施策 1	DV被害者の早期発見と相談体制の充実
-------------	---------------------------

事業	担当課
<p>4 DV被害者の早期発見と通報の必要性の周知</p> <p>各相談、訪問、健診（検診）等の事業において、DV被害者を早期発見するよう努める。</p> <p>また、市民、医療関係者、福祉関係者等のほか、市職員に対し、「DV防止法」の規定に基づく通報の意義と必要性について周知を図る。</p>	<p>人権推進課 コミュニティ推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 子育て支援課 長寿支援課 介護保険課 国保年金課 保健センター</p>
<p>5 相談窓口の周知と充実</p> <p>DV被害者が孤立して悩むことのないよう、相談窓口の周知を図る。</p> <p>また、DV相談ハンドブック等を活用し、関係部署での情報共有など、適切な対応を図る。</p> <p>さらに、外国籍の市民が日本語以外でも相談ができるよう、多言語で対応できる相談窓口についての情報提供を行う。</p>	<p>人権推進課 男女共同参画推進プラザ コミュニティ推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課 保健センター</p>

施策 2 市職員・相談員の資質の向上

事業	担当課
6 二次的被害防止のための市職員研修 市職員による二次的被害を防止するため、DVに関する研修を行う。	人事課 人権推進課
7 相談員研修への参加 DV相談に適切に対応できるよう、相談員対象の専門研修に参加する。	人権推進課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課 介護保険課 保健センター 教育相談センター

基本課題3：DV被害者の安全確保と自立支援の充実

DV^{*}被害者の安全を確保することは、被害者の自立支援を行う上で非常に重要です。

DV被害者の身边に危険が及ぶことのないよう、DV被害者の情報は厳密に管理します。

また、DV被害者が、自立した生活を取り戻すためには、心身の回復、住宅や生活費の確保、就労、子どもの就園・就学等の手続等の支援が欠かせません。そのため、緊急時における一時保護^{*}を実施した後も、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

施策 1 DV被害者及びその関係者に係る情報の保護

事業	担当課
8 住民基本台帳事務における支援措置 DV被害者からの申出を受けた場合には、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付を制限する。	市民課
9 DV被害者情報の保護 DV加害者からの追及が及ばないよう、DV被害者及びその関係者に係る情報の管理を徹底する。	人権推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 子育て支援課 長寿支援課 介護保険課 国保年金課 保健センター

施策 2 DV被害者の安全確保のための支援

事業	担当課
10 緊急時における一時保護の支援 一時保護が実施されるまでの安全を確保するため、同行・助言などの支援を行うとともに、保護施設と連携し、必要な情報を共有する。	人権推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課

施策 3 自立に向けた支援

事業	担当課
11 生活支援に関する情報提供及び相談の実施 DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する情報提供及び相談を実施する。	人権推進課 生活福祉課 障がい者福祉課 児童福祉課 長寿支援課
12 経済的支援 生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等による適切な経済的支援を行う。	生活福祉課
13 住宅確保のための支援 DV被害者が安心して生活できるよう、県営住宅などについての情報提供を行う。	まちづくり計画課
14 就労のための支援 DV被害者が経済的基盤を確立し、自立した生活を送れるよう、就業に向けた支援を行う。	経済振興課 生活福祉課 児童福祉課

施策 4 心身の回復に関する支援

事業	担当課
15 相談窓口の周知と充実 DV被害者及びその子どもの心身の回復のため、相談窓口の周知を図るとともに、精神保健相談などの各種相談事業の充実を図る。	保健センター

施策 5 子どもに対する支援

事業	担当課
16 保育・就学等の支援 保育園・幼稚園・学校等と連携し、転入園・転入学等の手続の支援を行う。	子育て支援課 学務課

基本課題4：関係機関との連携

DV*被害者の適切な保護と自立支援を行うためには、市の関係部署だけではなく、警察署、婦人相談センター等の関係機関と連携・協力する必要があります。

市では、庁内の関係部署で構成する「新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議*」、外部の関係機関も含めた「新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク*」を設置しており、これらを活用し、関係者の連携強化を図るとともに、DVに関する必要な情報交換を行います。

施策 1	関係機関との連携の強化
-------------	--------------------

事業	担当課
<p>17 庁内連携の強化</p> <p>DV相談及び支援に関係する部署で構成する新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議を開催し、関係部署の連携を図る。</p> <p>また、被害者の意向に応じて、関係部署と情報を共有する。</p>	人権推進課
<p>18 関係機関との連携の強化</p> <p>DV被害者に対して適切な支援を行うため、新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議を開催し、関係機関及び関係部署の連携を図る。</p> <p>また、DV被害者の転出入に係る市区町村や近隣市等とも連携を図る。</p>	人権推進課

基本課題5：調査・研究の推進

DV防止及び被害者支援に資するために、国、県、他の地方公共団体などにおける調査・研究結果を把握するとともに、市自らも意識・実態調査を行い、DV被害やDV加害の実態などについて把握します。

また、DV被害者支援の在り方、配偶者暴力相談支援センター*の設置、加害者対策などについての調査・研究を進めます。

施策 1 調査・研究の推進

事業	担当課
19 DVに関する調査・研究 DV防止及びDV被害者支援に資するため、実態調査を行うとともに、国・県などの調査・研究結果を把握する。	人権推進課
20 配偶者暴力相談支援センターの設置の検討 配偶者暴力相談支援センターの設置に関し、他市町村の事例等を調査・研究する。	人権推進課
21 DV加害者対策の把握・情報提供 国・県などのDV加害者対策に関する取組等について把握するとともに、情報提供を行う。	人権推進課

